

那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程

令和8年1月15日
那須烏山市規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、那須烏山市イメージキャラクター「ここなす姫」「からすまる」「やまどん」(以下「イメージキャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン 市が管理し、及び公開するイメージキャラクターの各図柄をいう。
- (2) 加工使用 デザインの部分使用、デザインに他の図柄又は文字を重ねての使用その他の変形又は加工による使用をいう。

(使用申請)

第3条 デザインを使用又は加工使用しようとする者は、あらかじめイメージキャラクターデザイン使用申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 企画書、見本品その他のデザインの使用状況が分かる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、加工使用を行わないときは、申請を省略することができる。
- (1) 市が使用するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
 - (3) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。
- 3 デザインの使用に係る料金は、無料とする。

(使用期間)

第4条 前条第1項の規定による申請(以下「使用申請」という。)をするときは、同項の申請書にデザインを使用する期間(以下「使用期間」という。)を明記しなければならない。ただし、営利を目的としないチラシ、パンフレット等の印刷物にデザインを使用するときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において申請をすることができる使用期間は、原則としてデザインの使用を開始する日から2年以内とする。

(使用承認)

第5条 市長は、使用申請があったときは、その内容を審査し、デザインの使用を承認することが適当と認めるときは、イメージキャラクターデザイン使用承認通知書(別記様式第2号)

により当該使用申請のあった者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとし、イメージキャラクターデザイン使用不承認通知書（別記様式第3号）により当該使用申請のあった者に通知するものとする。

- (1) 市のPRという趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 市の品格又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (5) デザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、デザインの使用が適当でないと市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の規定によりデザインの使用を承認するときは、デザインの適正な使用のために必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第6条 前条第1項の規定によるデザインの使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインを使用するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請に係る使用目的にのみ使用すること。
- (2) デザインの色及び形態をみだりに変更しないこと。
- (3) 使用承認の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインの全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。
- (5) 市のイメージキャラクターであることを明示すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用承認に際し付した条件に従って使用すること。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用承認を受けた内容に変更があるときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請及びその使用承認は、第3条から第5条までの規定を準用する。

（使用期間の更新）

第8条 使用者は、使用承認に係る使用期間が満了した後、引き続きデザインを使用するときは、当該使用期間が満了する日の14日前までに市長に使用申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請及びその使用承認は、第3条から第5条までの規定を準用する。

（商品の製造及び販売に使用した場合の実績報告）

第9条 使用者は、商品の製造及び販売を目的としてデザインを使用するときは、使用承認を受けた期間における年度ごとの使用実績について、イメージキャラクターデザイン使用商品販売実績報告書（別記様式第4号）により、翌年度の5月末日までに市長に報告しなければならない。

ならない。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が第6条各号に掲げる事項に違反したとき、又は使用申請に虚偽若しくは不正があったときは、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、イメージキャラクター使用承認取消通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定によりデザインの使用承認を取り消された者は、当該使用承認の取消しのあった日以降、当該使用承認に係るデザインを使用してはならない。

(損害等の責任)

第11条 使用者は、デザインの使用に関し、苦情、第三者からの権利侵害の申立て等が生じたときは、その責任において必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、デザインの使用に関し、故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

3 市は、前条の規定による使用承認の取消しに起因して使用者に生じた損害等については、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

イメージキャラクターデザイン使用申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所
 会社名（団体名）
 代表者名
 担当者名
 連絡先

那須烏山市イメージキャラクターのデザインを使用したいので、那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。
 なお、使用に当たっては、同規程第6条に掲げる遵守事項を遵守します。

1	申請の別 (新規・継続・変更)	※いずれか該当する項目をチェック（継続・変更の場合には既存の承認通知番号を記入） <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更（前回承認番号： ）
2	使用目的	
3	使用方法	
4	使用を希望する画像 ※新規の場合のみ記入	※画像一覧から使用を希望する画像の番号を全て記入
5	使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
6	販売・非売の別	※いずれか該当する項目をチェック <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 非売
7	販売計画 ※販売する場合のみ記入	予定価格： 円（税込・税抜） ----- 販売場所： ----- 製造個数：

添付書類

- (1) 企画書、見本品その他のデザインの使用状況が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、参考となるもの

備考

- 1 上記申請においては、使用期間を明記しなければならない。ただし、営利を目的としないチラシ、パンフレット等の印刷物については、この限りでない。
- 2 申請できる使用期間は、最長で2年間とする。
- 3 使用期間が満了した後、引き続きデザインを使用するときは、改めて市長に使用申請を行い、その承認を受けなければならない。

別記様式第2号（第5条関係）

イメージキャラクターデザイン使用承認通知書

那須烏山 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった那須烏山市イメージキャラクターのデザインの
使用については、承認したので、那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程第5
条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1	申請の別 (新規・継続・変更)	※いずれか該当する項目をチェック（継続・変更の場合には既存の承認通知番号を記入） <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更（前回承認番号： ）
2	使用目的	
3	使用方法	
4	使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
5	販売・非売の別	※いずれか該当する項目をチェック <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 非売
6	販売計画 ※販売する場合のみ記入	予定価格： 円（税込・税抜）
		販売場所：
		製造個数：
7	承認番号	
8	使用承認の条件	

使用上の遵守事項

- (1) 使用申請に係る使用目的にのみ使用すること。
- (2) デザインの色及び形態をみだりに変更しないこと。
- (3) 使用承認の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインの全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。
- (5) 市のイメージキャラクターであることを明示すること。
- (6) 商品の製造及び販売を目的としてデザインを使用するときは、使用承認を受けた期間における年度ごとの使用実績について、イメージキャラクターデザイン使用商品販売実績報告書（別記様式第4号）により、翌年度の5月末日までに市長に報告すること。

別記様式第3号（第5条関係）

イメージキャラクターデザイン使用不承認通知書

那須烏山 指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった那須烏山市イメージキャラクターのデザインの
使用については、承認できないので、那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程
第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

承認しない理由	
---------	--

別記様式第4号（第9条関係）

イメージキャラクターデザイン使用商品販売実績報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所
会社名(団体名)
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

那須烏山市イメージキャラクターのデザインを使用した商品の販売実績について、那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程第9条の規定により、次のとおり報告します。

	承認番号	商 品 名	販 売 期 間	販 売 場 所	単 価 及 び 販 売 数 量	販 売 総 額
1			年 月 日 ～ 年 月 日		単価 円 販売数	円
2			年 月 日 ～ 年 月 日		単価 円 販売数	円
3			年 月 日 ～ 年 月 日		単価 円 販売数	円

注意事項

- (1) 年度ごとの売上状況をまとめ、翌年度の5月末日までに提出してください。
- (2) 期間中の販売実績額が0円の場合でも、上記期限までにこの様式を提出してください。

別記様式第5号（第10条関係）

イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書

那烏達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付け那烏指令 第 号で承認した那須烏山市イメージキャラクターのデザインの使用について、使用承認を取り消したので、那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱規程第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

承認番号	
取消しの理由	